

議第97号

平成25年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,201,400	千円 △ 25,502	千円 1,175,898
	1 営業収益	1,140,347	11,832	1,152,179
	2 営業外収益	61,053	△ 37,334	23,719

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 909,085	千円 △ 21,152	千円 887,933
	1 営業費用	802,074	28,314	830,388
	2 営業外費用	107,011	△ 50,325	56,686
	3 特別損失	—	859	859

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 343,429千円は、減債積立金 137,162千円、過年度分損益勘定留保資金 196,545千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 9,722千円で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 218,100	千円 △ 146,287	千円 71,813

	1 諸 収 入	218,100	△ 146,287	71,813
--	---------	---------	-----------	--------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 604,661	千円 △ 189,419	千円 415,242
	1 建 設 改 良 費	455,499	△ 182,716	272,783
	3 固 定 資 産 購 入 費	12,000	△ 6,703	5,297

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 138,720	千円 8,288	千円 147,008

(他会計からの補助金)

第5条 退職手当および児童手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 369	千円 12,141	千円 12,510

上記の議案を提出する。

平成26年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子